

福島県、一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構と
ソフトバンク株式会社との
福島イノベーション・コースト構想の推進に関する連携協定

福島県（以下「甲」という。）及び一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「乙」という。）とソフトバンク株式会社（以下「丙」という。）とは、相互の連携を強化し、福島イノベーション・コースト構想の推進に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙及び丙は、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、もって、福島イノベーション・コースト構想の推進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）福島イノベーション・コースト構想の交流人口拡大に関すること。
- （2）福島イノベーション・コースト構想の情報発信に関すること。
- （3）福島イノベーション・コースト構想の人材育成に関すること。
- （4）その他、甲、乙及び丙が協議の上必要と認める事項。

2 前項各号に定める事項を社会経済情勢の変化等に対応し迅速かつ効果的に推進するため、甲、乙及び丙は、必要の都度、協議を行うものとする。具体的な実施事項については、甲、乙及び丙の合意の上、決定する。

（協定の見直し）

第3条 甲、乙及び丙のいずれかから、協定の内容の変更を申し出たときには、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙及び丙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年7月11日

甲 福島県福島市杉妻町2-16

福島県

福島県知事

内堀雅雄

乙 福島県福島市中町1-19

一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

代表理事

鈴木正晃

丙 東京都港区東新橋1-9-1

ソフトバンク株式会社

代表取締役 社長執行役員兼CEO

宮内謙